

# 熊本市防災懇話会

熊本市における防災に関する取組状況報告

令和7年11月26日

# 目次

---

報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況	… 3
報告2 危機防災部門における令和8年度に向けた主な取組(予定)	… 12
【参考】 令和7年8月10日からの大雨による災害について	… 18

## 【主な取組】

- ① 「熊本地震の日」周知啓発イベント 【P4】
- ② 避難所運営強化 【P5,6】
- ③ 避難所施設機能強化 【P7,8】
- ④ 避難行動要支援者制度 【P9】
- ⑤ 災害に強い都市基盤の整備 【P10,11】

※ 熊本市防災基本条例の分類ごとの取組一覧は【資料2】のとおり

# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ①「熊本地震の日」周知啓発イベント

関連条項

V 平成28年熊本地震の記憶の風化防止に向けた教訓等の伝承(第14条～第16条)

### ■ 事業概要

「熊本地震の日」を契機に、熊本地震の記憶や記録、教訓等を次の世代に伝承することを目的として、体験型の防災啓発イベント等を開催し、防災意識の向上を図った。

#### 【令和5年度】

開催日：4月16日  
来場者数：約3,000人  
主な内容

- ・市長と若者たちとのトークセッション
- ・震災復興パネル展
- ・子供でも参加可能な体験型防災アクティビティ

#### 【令和7年度の様子】



#### 【令和6年度】

開催日：4月14日  
来場者数：約3,500人  
主な内容

- ・講演会、優良事例発表
- ・非常食を試食できるカフェ
- ・災害時を想定した体験型イベント
- ・震災復興パネル展

#### 【令和7年度】

開催日：4月13日  
来場者数：約3,800人  
主な内容

- ・講演会、優良事例発表
- ・非常食を試食できるカフェ
- ・防災謎解き脱出ゲーム
- ・災害時を想定した体験型イベント
- ・震災復興パネル展
- ・消防車展示

# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ② 避難所運営強化

### 関連条項

I -④ 避難者に対する支援の整備(第8条～10条)

II 防災・災害に関する情報の収集、分析及び発信の環境整備(第11条)

### (1) 「くまもとアプリ」を利用した避難所運営

#### ■ 事業概要

平時と災害時の両面で活用できるマイナンバーカードと紐づけた熊本市公式アプリを開発地域活動やボランティア活動の参加をはじめ、その活動のインセンティブとなるポイントの付与やボランティア証明をアプリ上で発行するスマートフォン専用アプリ「くまもとアプリ」を導入。災害時には避難所受など避難者支援の向上につなげることができる平時と災害時の両方で使えるアプリ。その他、リアルタイムで避難者数を公開、避難所外の避難者状況の把握が可能となった。

#### ■ 「くまもとアプリ」を利用した避難所受付

各避難所にて掲示する二次元コードを、アプリ上で読み込み、避難者情報を登録することで、受付完了となる。アプリ上での各自の受付処理のため複数人での並行受付が可能で、受付に並ぶ必要がない。

#### ■ 「くまもとアプリ」での避難所運営イメージ



# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ② 避難所運営強化

関連条項

I-④ 避難者に対する支援の整備(第8条～10条)

### (2) 避難所運営委員会活動支援事業

#### ■ 事業概要

各避難所における避難所開設・運営マニュアルの作成・改訂に向けた取組ごとに助成金を支給するものである。取組項目に応じ、最大3万円/避難所の助成を行い、個々のマニュアルの作成等を促進させ、地域の防災力の向上を図ることを目的としている。

#### ■ 助成制度

各避難所運営委員会が行う以下の取組が助成対象であり、取組ごとに1万円助成する。

(一つの避難所運営委員会につき上限3万円)

- (1) マニュアルの作成や改訂等のための会議を年に2回以上実施
- (2) マニュアルを基に訓練を実施
- (3) 新たにマニュアルを作成、または訓練等を基にマニュアルを改訂



#### ■ 実績

令和6年度 104の避難所運営委員会に対し、合計287万円を交付

#### 避難所運営委員会

平時から避難所運営のルールづくり（避難所運営マニュアルの作成）等を行い、大規模災害時に、避難所の開設・運営を行う。

構成員：地域団体（自治会）、施設管理者、避難所担当職員



# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ③ 避難所施設機能強化

### 関連条項

- I-③ 災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点機能の強化(第7条第9、10項)  
I-④ 避難者に対する支援の整備(第8条～10条)

### (1) マンホールトイレの整備

#### ■ 事業概要

熊本市地域防災計画での「避難所等のトイレ対策の強化」の取り組みとして、避難所として位置付けられている市内の小・中学校および防災拠点のうち、下水道区域内にある施設（小・中学校117施設、防災拠点7施設）を対象としマンホールトイレを整備。

#### ■ 取組内容

- 熊本地震後には、毎年の施設設置数を5施設から10施設へ拡充し整備を進めており、R6年度末時点で、設置対象となる124施設のうち、88施設への整備が完了。
- 災害時に速やかにマンホールトイレを設営できるよう、避難所運営委員会が設営を行う。
- 災害時に速やかにマンホールトイレを設営できるよう、避難所担当職員等に定期的に設営方法の講習を実施。

#### ■ 効果

- 避難所等へのマンホールトイレ整備を進めることで、災害時に快適なトイレ環境を確保することができます。



# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ③ 避難所施設機能強化

### 関連条項

- I-③ 災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点機能の強化(第7条第9、10項)  
I-④ 避難者に対する支援の整備(第8条～10条)

## (2) 貯水機能付給水管の整備

### ■ 事業概要

- ・小・中学校の給水管を改修する際に、古い受水槽を耐震性（水平震度 1.5 G）のある貯水機能付給水管へ計画的に取り換え。
- ・水道管の途中に、貯水機能のある球形タンクがあるため、災害による断水時でも、4 m<sup>3</sup>の水を確保することが可能。

### ■ 設置状況 令和7年9月末現在

55校／68校（80%）

※全小中学校134校のうち68校が受水槽改修予定

### ■ 近年整備実績、予定

令和4（2022）年度 北部中

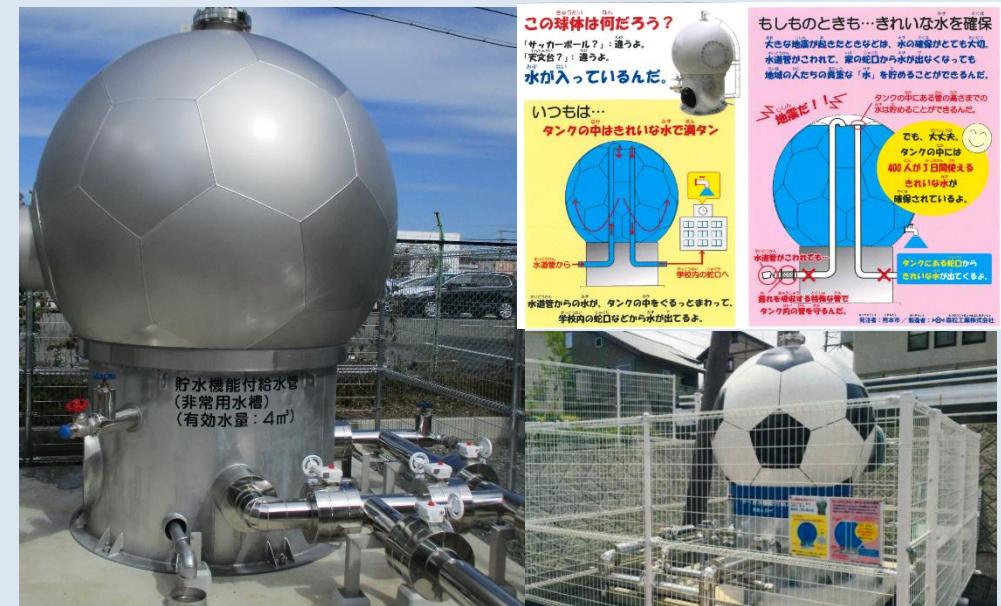
令和5（2023）年度 若葉小、出水南小

令和6（2024）年度 秋津小、西原小、山本小、富合小、東部中

令和7（2025）年度 託麻北小、田底小、芳野小、吉松小、河内小、杉上小

### ■ 効果

- ・特徴的な形状から、防災拠点のランドマーク的な役割を果たす。
- ・機能に関する説明看板を設置することで、学校関係者や近隣住民への周知・啓発を行っている。



# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ④ 避難行動要支援者制度

### 関連条項

- I-④ 避難者に対する支援の整備(第8条～第10条)  
III 多様性な被災者への適切な配慮(第12条)

## 避難行動要支援者制度

### ■ 事業概要

令和7年度から災害時における要配慮者に対する支援制度として「災害時要援護者避難支援制度」と「避難行動要支援者制度」の類似の2制度を、「避難行動要支援者制度」に統合するかたちで一本化を行い、わかりやすく実効性のある新たな制度としてスタートした。

### ■ 避難行動要支援者名簿の配付

災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を市が作成し、地域関係者への提供に同意した方の名簿を避難支援にかかる関係者に提供して、平常時の防災訓練や災害時の安否確認などに活用するもの。

#### 【名簿掲載者】（令和7年1月1日時点）

名簿掲載者数：35,334人

地域へ配付した名簿への掲載者数：8,320人

#### 【名簿提供先】

消防機関、熊本県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災クラブ、校区社会福祉協議会、町内自治会、校区防災連絡会 など

### ■ 個別避難計画の作成

災害時に「いつ」「どこへ」「誰と」「どうやって」避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画を作成する。

河川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクや本人の心身の状況等に応じて、計画を優先的に作成する方を抽出し、その中で同意された方については、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得て段階的に計画作成を進めている。

The image shows two versions of the 'Kumamoto City Individual Evacuation Plan' (熊本市個別避難計画) form. The left form is for 'Disability Category' (身体障害者) and the right form is for 'Health Status' (健康状態). Both forms are multi-page documents with various fields for inputting personal information, evacuation routes, and emergency contacts.



# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ⑤ 災害に強い都市基盤の整備

関連条項

I-③ 災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点機能の強化(第7条第9、10項)

### (1) 緊急輸送道路の耐震化及び無電柱化

#### 【耐震化】

##### ■ 事業概要

「熊本市橋梁耐震補強計画」に基づき、有事の際ににおける復旧活動を円滑に行うため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進めている。

##### ■ 取組内容、実績等

- ・対象橋梁 23 橋のうち 10 橋が施工中または施工済、6 橋は設計まで完了している。(R6 年度末時点)。
- ・緊急輸送道路が追加されたことにより耐震化が新たに必要になった橋梁については、現在調査中である。



##### ■ 効果

災害時における緊急輸送路の確保、避難・救助活動の円滑化、交通網の維持及び経済活動の継続に繋がる。

#### 【無電柱化】

##### ■ 事業概要

安全で快適な通行空間の確保、防災性の向上を図るために、「熊本市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進している。

##### ■ 取組内容、実績等

昭和 61 年度から事業に着手し、緊急輸送道路では約 2.4 km の整備が完了。現在は県道 熊本高森線等の無電柱化に向けて事業を進めている。



# 報告1 熊本市防災基本条例に基づく取組状況

## ⑤ 災害に強い都市基盤の整備

関連条項

I-④ 避難者に対する支援の整備(第8条～第10条)

### (2) 帰宅困難者対策協議会によるエリア防災の推進

#### ■ 事業概要

平成28年熊本地震の際に熊本駅周辺地区や桜町・花畠周辺地区において、安全確保のために多くの人々が屋外に避難し、道路や公園等の公共空間に滞留するなどの混乱が発生した。このことを踏まえて、帰宅困難者が多数発生することが想定される当該地区において、周辺事業者などにより構成される帰宅困難者対策協議会を設立した。現在、帰宅困難者対策協議会が中心となって、エリア防災計画の策定や訓練の実施や防災イベント等における広報活動に取り組んでいる。

#### ■ 取組内容、実績等

##### <訓練の実施>

- ・大規模地震の発生を想定した訓練（図上や実動）を実施
- ・円滑に帰宅困難者を受け入れる体制を整える



(熊本駅周辺地区)



(桜町・花畠周辺地区)

##### <防災イベント等への出展>

- ・帰宅困難者対策に関する取り組みを周知
- ・災害に関するクイズの実施や防災食の配布



(ぼうさいこくたい2024in熊本)



## 【主な取組】

- ① 熊本地震10年事業 【P13～15】
- ② 熊本市水防訓練の見直し 【P16】
- ③ 熊本市地域防災計画修正に向けた主な検討事項 【P17】

# 報告2 危機防災部門における令和8年度に向けた主な取組(予定)

## ① 熊本地震10年事業

関連条項

I-② 災害対応力の強化(第7条第6~8、10項)

### (1) 熊本市特別防災訓練 第1部 (令和8年春開催)

市内の複数箇所において、捜索救助、応急救援、物資拠点の運営、帰宅困難者支援等の総合的な訓練を実施

#### 【捜査救助、道路の応急復旧】

##### ① 捜索救助

- ・家屋倒壊からの救出救助訓練
- ・自衛隊、消防、警察、協定先の連携による訓練（依頼中）

瓦礫、土砂除去	陸上自衛隊、民間建設業
土砂埋没者救助	警察、消防、陸上自衛隊



##### ② 道路の応急復旧

道路の崩壊や橋梁の流出などを想定し、仮の橋を架け、応急復旧を行う。

架橋（仮設）	陸上自衛隊
--------	-------



(陸自 機動支援橋)

#### 【物資拠点の運営】

協定先などと連携し、物資の搬送手順の確認（別会場（TKB訓練など）との連携想定）

倉庫管理 (集積、払出、積載等)	熊本市職員、 陸上自衛隊、 民間運送業
---------------------	---------------------------



#### 【帰宅困難者避難】

- ・協議会本部と災害対策本部の連携確認

避難誘導	帰宅困難者対策 協議会
------	----------------



# 報告2 危機防災部門における令和8年度に向けた主な取組(予定)

## ① 熊本地震10年事業

### 関連条項

- I-② 災害対応力の強化(第7条第6~8、10項)
- I-④ 避難者に対する支援の整備(第8条~第10条)

## (2) TKB48避難所訓練 (イタリア式避難訓練)

### 【TKB48避難所訓練を実施する目的と意義】

災害発生から48時間以内にトイレ（T）、食事（K）、ベッド（B）を設置し、温かい食事等を避難者に提供する体制を整えることで、避難生活の環境改善に取り組む。このスキームを熊本地震10年事業で取り上げることで、避難所の生活環境が改善・向上していることを発信する。

### 【訓練の時期、場所】

訓練の時期：令和8年5月中旬～下旬 ※予定  
場所：アクアドームくまもと（熊本市南区荒尾）※予定  
概要：1泊2日の訓練とする。



**75名分**

- 居住用シェルター
- 居住用テント



**75台**

- 組立式ベッド
- エアーベッド



**8基 (男2基、女6基) 以上**

トイレカート、トイレコンテナ



**3ブース以上**

シャワーカー、  
シャワーコンテナ



**1台以上**

キッチンカー (100食以上)

# 報告2 危機防災部門における令和8年度に向けた主な取組(予定)

## ① 熊本地震10年事業

関連条項

V 平成28年熊本地震の記憶の風化防止に向けた教訓等の伝承(第14条～第16条)

### (3) 仮称) 防災パークサテライト

#### 【防災パーク概要】

アクアドームを開催地とし、TKB避難所訓練の2日目に開催。TKB避難所訓練と連動して、熊本地震から10年経過して進化した避難所や災害対応を見学・体験してもらい、市民が避難所や災害時の行動について考えるきっかけとする。

- ◆キッチンカーによる食事提供
- ◆TKB避難所訓練の見学・体験
- ◆ダンボールベッドやパーティションに絵を描くアート体験
- ◆市長×水谷氏トークセッション

#### «展示ブース関係»

- ◆「楽しみながら防災について学べる」体験コーナー設置
- ◆地震の記録映像放映・パネル展示
- ◆自衛隊、消防局による車両展示
- ◆10年事業に関するブース出展

#### 【防災パークのポイント】

従来の避難所（体育館等）では提供できなかった快適な避難環境の体験

- ・TKB48避難所に設置する居住用シェルター宿泊による快適な避難環境の体験



居住用シェルター宿泊による快適な避難環境の体験

- ・キッチンカーで調理される温かい食事の提供



テーブルで音楽を聴きながら食べる温かい食事の提供

- ・避難者が前向きな気持ちになれる避難所になるよう音楽やアートなどで心の栄養を届ける



ダンボールベッドやパーティションに自由に絵を描くアート体験

# 報告2 危機防災部門における令和8年度に向けた主な取組(予定)

## ② 熊本市水防訓練の見直し

関連条項

I-② 災害対応力の強化(第7条第6~8、10項)

### 水防訓練の見直しの検討・実施

毎年度、小島河川防災センター付近で実施している「熊本市水防訓練」について、実災害時の対応力向上など、より効果的な訓練とするため訓練内容の見直し・検討を図り、令和8年度より実施する。



### 現行の水防訓練の課題等について

- ・現在、本市が実施している水防訓練は、訓練対象者に事前に訓練シナリオを提示する「シナリオ型水防訓練」
- ・シナリオ型訓練を通じて、水防業務を具体的に確認し、大雨時や災害発生後の水防業務を迅速に対応することが可能
- ・現在は水防法32条の2に基づいて、関係機関の他、土木センターや消防局、消防団などが参加しているが、地域防災を向上させるためには、訓練への市民参加も検討が必要

※水防法32条の2

指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。



### 水防訓練の見直し・検討事項

- ・参加機関や訓練内容の拡充  
ボランティア団体の参加の検討に加え、水防工法のバリエーション増など
- ・地域自治会等の市民の訓練参加  
土のう積み訓練への参加や、土のう・水のう体験を検討  
(体験ブースの設置もしくはセミナー会場の設置など)

### (その他※水防訓練以外)

- ・井芹川・坪井川周辺において実施するサイレン吹鳴訓練について、地域住民の参加

## 報告2 危機防災部門における令和8年度に向けた主な取組(予定)

### ③ 熊本市地域防災計画修正に向けた主な検討事項

関連条項

I-① 防災に関する施策の策定及び体制の強化(第7条第1~5、10項)

本年の国や県の動向、本市における防災関連の状況等を踏まえ、災害時に適切に対応できるよう地域防災計画の修正等に取り組んでいく。

#### (1) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

- ・第45回中央防災会議の答申を踏まえ、熊本市は令和7年7月1日に「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定。
- ・指定を受けて、今後、地域防災計画において「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定を検討。

#### (2) 津波災害警戒区域の指定

- ・熊本県が、本市津波浸水想定区域の範囲を令和7年8月8日に津波災害警戒区域に指定。
- ・指定を受けて、今後、地域防災計画に津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

#### (3) 防災気象情報の改善

- ・気象庁は令和8年出水期から新たな防災気象情報（大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、高潮）を改善し、運用を開始する予定。
- ・防災気象情報の改善を踏まえ、避難情報の発令基準、防災体制の参集基準等の見直しを行う。

#### (4) 令和7年8月10日からの大雨に係る検証委員会の答申

- ・令和7年8月10日からの大雨の災害対応で明らかになった課題に対し、「水防本部・災害警戒本部の体制及び活動」と「排水機場等の稼働状況等」に関する検証委員会を設置し、その原因や対応策等を検証。
- ・検証委員会の答申を踏まえ、災害対応力の強化に取り組んでいく。

## ① 大雨の概要

### (1) 気象状況

- 8月10日から11日にかけて、対馬海峡から九州付近に停滞した前線に向かって九州西海上から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。これにより、熊本地方では線状降水帯が繰り返し発生し、記録的な大雨となった。
- 熊本市では10日21時過ぎから1時間に80ミリ以上の猛烈な雨が降り始め、22時57分までの最大1時間降水量は87.0ミリと8月の観測史上1位を記録した。さらに、11日1時までの最大3時間降水量は223.0ミリに達し、統計開始以来（1976年）で観測史上1位となった。これにより、わずか3時間で8月の月降水量平年値（195.4ミリ）を超える事態となった。

### 【主な気象情報】

#### 8月10日（日）

- 21:25 大雨警報（浸水害・土砂災害）**発表**
- 22:05 土砂災害警戒情報**発表**
- 22:09 洪水警報**発表**

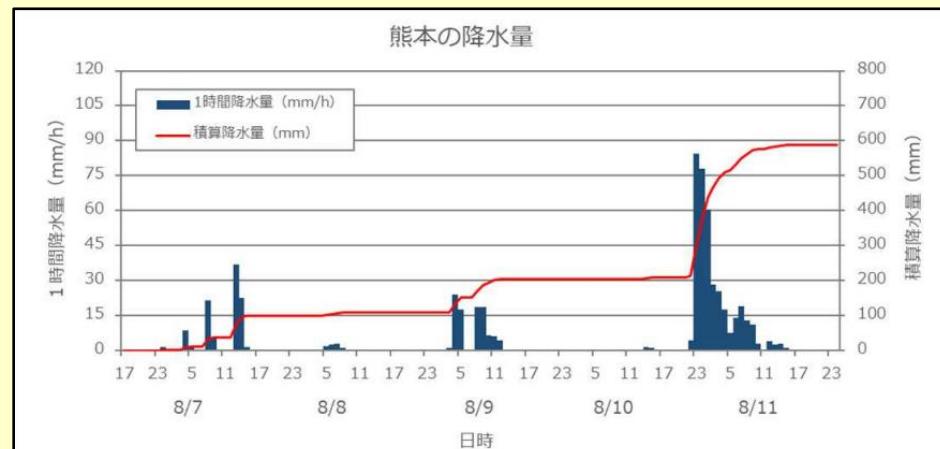
#### 8月11日（月）

- 15:10 土砂災害警戒情報 解除
- 15:45 洪水警報 解除

#### 8月12日（火）

- 11:19 大雨警報（浸水害・土砂災害）解除

■ アメダス降水量の時系列図（8月6日17時～8月11日24時）



熊本地方気象台「災害時気象資料（令和7年8月6日から8月11日における熊本県の大暴雨について）」から抜粋

## ① 大雨の概要

### (2) 市の態勢等

#### ① 水防本部の態勢

8月09日（土）12：09  
8月10日（日）21：25  
8月10日（日）22：05  
8月11日（月）16：30  
8月12日（火）11：19

熊本市水防本部【レベル2】情報収集態勢  
熊本市水防本部【レベル3】初動準備態勢  
熊本市災害警戒本部【レベル4】応急活動準備態勢  
熊本市水防本部【レベル3】初動準備態勢  
熊本市水防本部【レベル2】情報収集態勢

#### ② 避難場所運営の態勢

8月10日（日）  
8月11日（月）  
9月29日（月）

高齢者等避難発令に伴い公設公民館等（20か所）**開設**  
最大92か所避難所 **開設**（最大避難者数：598人）  
全避難所を閉鎖

### (3) 避難情報発令等状況

8月10日（日）18：00  
22：40  
8月11日（月）00：15  
16：30  
8月12日（火）11：19

高齢者等避難 **発令**（避難場所20か所）  
避難指示 **発令**（西区・北区）  
避難指示 **発令**（中央区・東区・南区）  
避難指示 解除（高齢者等避難継続）  
高齢者等避難 解除

## ② 熊本市の被害状況

R7.10月末時点

**【人的被害】** 7件（死亡1件、行方不明1件、軽中等症5件）

**【住家被害】** 災証明書の発行件数 2,117件 ※10月31日終了時点

(内訳)	全壊	0件	大規模半壊	2件	中規模半壊	26件	半壊	715件
	準半壊	245件	一部損壊	1,128件	無被害		1件	

**【土砂災害】** 216件

**【道路冠水】** 132件

**【その他】** 105件（倒木、道路損壊など）

**【車両水没】** 2,000台超



### ③ 発災直後からの対応

#### (1) 災害救助法に基づく救助

- 令和7年8月10日、本市における災害救助法の適用を決定。（本市は H31.4.1、救助実施市に指定）
- 避難所設置をはじめとした救助を実施し、11月現在も、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、被服、寝具 その他生活必需品の給与・貸与（※）を実施中。※11月中に救助完了予定

【支援状況 10/31時点】

救助項目	申込件数	申込件数 内訳	実施完了件数
応急仮設住宅の供与 (賃貸型応急住宅)	83件	居住していた住家が「持ち家」の方 12件 居住していた住家が「賃貸住宅」の方 49件 応急修理制度を申し込み済みで修理に1ヵ月以上かかる方 22件	47件(入居完了世帯数) 93人( 入居完了人数 )
住宅の応急修理	115件	半壊以上 99件 準半壊 16件	26件(修理完了報告件数)
被服、寝具その他生活必需品の給与	544件	半壊以上 361件 床上浸水 183件	275件(配達済件数)
学用品の給与(教科書及び正規の教材) ※11/9救助完了	教科書:13校 教材: 8校	教科書 小学校 8校、中学校 4校、高等学校 1校 計756冊 教材 小学校 3校、中学校 4校、高等学校 1校 計18件	教科書756冊(給与完了冊数) 教材18件(給与完了件数)
学用品の給与(文房具、通学用品) ※11/9救助完了	49件	小学校 6校 36件、中学校 4校 12件 高等学校 1校 1件	49件(給与完了件数)

#### 賃貸型応急住宅の供与期間の見直し

「居住していた住家が賃貸住宅の方は入居の日から6か月以内」と定めていたものの、当初の想定より被災した住家が多く、被災された方が、住み慣れた地域で再建先を確保するのに時間を要することが懸念されたため、「入居の日から1年以内」※とする見直しを行った。  
※熊本県の供与期間とも整合

	供与期間	
	変更前	変更後
持ち家	2年	2年
賃貸住宅	6か月	1年

### ③ 発災直後からの対応

#### (2) 災害ごみの対応

- 災害ごみについては、8月12日から収集を開始し、16日（土）・17日（日）には市内の収集運搬業者と連携した大規模な収集を実施
- 被災規模を考慮し、18日から家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）を無料回収の対象へ追加し、収集を開始
- 上記収集は、9月12日に終了したが、災害ごみを市のごみ処理施設へ持込む際の処理手数料の減免は継続中



中央区坪井 災害ゴミ集積所

#### (3) 災害サポート・レンタカー

- 日本カーシェアリング協会と連携し、被災された方が無償でレンタカーを利用できる「災害サポート・レンタカー」の予約受付を8月16日に開始し、8月25日から貸し出しを開始



貸出場所の様子(西区役所)

### ③ 発災直後からの対応

#### (4) 熊本市災害ボランティアセンター

- くまもとアプリも活用し、8月15日から9月19日で災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの派遣を実施（9月19日以降は、熊本市社会福祉協議会で継続）



ボランティア参加者への  
オリエンテーション

#### (5) 浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布）

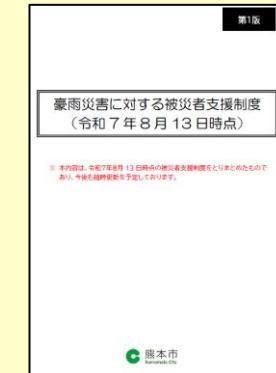
- 住家が浸水した世帯で、消毒液を自力で入手困難な方に対して消毒液の配布を実施



床下換気口より  
床下の状況を確認

#### (6) その他各種支援制度の周知と実施

- 被災者支援制度についてとりまとめた被災者支援メニューを8月13日に本市ホームページや市公式LINE等において公表
- 法的な支援をはじめ、本市独自の支援メニューを周知し、支援を実施
- 以降、支援制度の追加などの時点更新を適宜実施し、本市の支援を周知（現在、「第6版」(R7.10.15日時点)を公表）



## ④ 独自支援

### (1) 災害見舞金の支給

- 被害を受けた市民に対して、災害弔慰金又は災害見舞金を支給

被害区分及び程度	災害見舞金の額
住家の全壊	5万円
住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊	3万円
準半壊に至らない住家の床上浸水	1万円
災害による全治1ヶ月以上の重傷	3万円 ※1人あたり

### (2) 置替え費用助成

- 熊本市の住民税非課税世帯で、床上浸水の被害を受けて自己負担で置替を行った世帯に対して、置替費用を支給

【助 成 額】1枚当たりの支給上限 9,000 円  
 【支給対象枚数上限】12枚

### (3) 自家用車等被災者移動支援事業

- 自家用車やバイク等が被災して、使用できなくなった方に対し、市内を運行する路線バス・市電・電鉄電車・コミュニティ交通・タクシーで一定期間利用可能な共通乗車券を交付

【配 布 数】1人あたり40枚  
 【公共交通機関】路線バス、熊本市電、電鉄電車 等

### (4) 被災事業者復旧支援事業

- 被害を受けた市内事業者の事業所の消毒費を対象に補助を実施

【補助上限】1事業所あたり5万円  
 【補 助 率】2分の1

### (5) 令和7年8月大雨対応融資利子補給事業

- 被災した事業者の資金繰り支援のための利子補給を実施  
 県制度融資の借入を受けた事業者に対し、対象融資にかかる当初3年間の利子の2分の1を補助

### (6) 被災店舗移転支援事業

- 被災した事業者の移転に対する改装費、運搬費等の補助を実施

【補助上限】50万円  
 【補 助 率】2分の1

## ⑤ 検証委員会結果

### 【1】水防本部・災害警戒本部の体制及び活動における課題と対応策に関する答申書【令和7年11月14日】(抜粋)

#### 5 熊本市の危機管理体制に対する提言（概要）

##### （1）マニュアルなど「計画」に対する提言

###### ① 暫定ルールの策定

- ・速やかに対応可能なものについて、暫定ルールとして対応マニュアルに加筆すべき。

###### ② マニュアル検証体制の強化

- ・経験者等を加えたマニュアル検証チームを編成するなど検証体制を強化し、出水期まで（来年5月を目指す）に、改めて対応方法を検証し、マニュアルを改定すべき。

##### （2）研修や訓練など「準備」に対する提言

###### ① 研修や訓練の実施体制の強化

- ・研修や訓練の実施体制を強化し、実施すべき内容を絞り込み、適切なタイミングで確実に実施できるようにすべき。

###### ② 地域や市民との連携の強化

- ・市民に対して、情報の意味や、情報を受け取った際に取るべき具体的な行動を説明し、共通理解を図ることが必要。

##### （3）職員の育成と支援に対する提言

###### ① 基本原則の整理とスペシャリスト職員の育成

- ・マニュアルにない事態にも対応できるよう、熊本市の災害対応における基本原則を整理し全職員に周知すべき。  
また、災害対応に係るスペシャリストの育成について検討が必要。

###### ② 経験者等による支援体制の強化

- ・災害対応時には、危機管理防災部の職員が全体の指揮に専念できるよう、経験者の支援やデジタル技術の活用によって負担の軽減が必要。

###### ③ 関係機関との連携の強化

- ・災害対応時にこれまで以上に関係機関と密な情報交換ができるよう、連携体制を更なる強化が必要。

## ⑤ 検証委員会結果

### 【2】排水機場等の稼働状況等に関する検証委員会中間答申書【令和7年11月14日】(抜粋)

#### 山ノ下排水機場

- ・花園地区一帯で内水氾濫がしたと考えられ、排水機場敷地内が浸水した。浸水により夾雜物が除塵機の裏側から流入してポンプに噛みこみ、過電流が発生し、電源が遮断した。
- ・平常時から定期点検を実施しており、設備メンテナンスも適切に行われていた。操作についても要領、マニュアルが整備されており、当日も操作要領等に沿った対応であった。今後もポンプ施設だけでは対応できない降雨も想定されるため、水防本部含め関係部署との連携による市民周知が重要である。

#### 【再発防止策に対する検証結果】

- ・除塵機周りの夾雜物混入対策及び施設の耐水化が必要。
- ・新たに建設中の排水機場、および地下貯留施設の建設を着実に推進することが、地域の浸水対策として重要である。

#### 坪井ポンプ場

- ・坪井ポンプ場周辺は、約 120 cm の浸水が発生し、受電設備への浸水により VCB (安全装置) が焼損し、電源が喪失したことがポンプ場停止の原因である。
- ・大雨時は水防体制をとることとなっており、当日も初動体制をとった上で、降雨に応じて増員を行っている。また、停電時は、可搬式発電機を接続し復旧する行動計画となっており、当日もこの流れに沿った行動がなされていた。

#### 【再発防止策に対する検証結果】

- ・受電設備のかさ上げが必要である。
- ・耐水化計画に則って、施設の耐水化を進めてほしい。
- ・ポンプ場周辺の浸水がポンプ停止の要因であり、中長期的には、周辺の流域を含めた浸水対策が必要。